

第1章

計画策定の基本的考え方

1. 新KYOのあけぼのプラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題であると位置づけた男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に制定され、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けて、総合的な取組が進められています。

京都府におきましては、我が国の女性政策の黎明期から、行動計画の策定や推進体制の整備、啓発事業の実施等に積極的に取り組んできましたが、平成元年に定めた「KYOのあけぼのプラン」は2000年（平成12年）度までの計画として策定したものです。

また、基本法第14条において、都道府県は国の基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての計画を定めることとされており、国においては、2000年（平成12年）末に男女共同参画基本計画を策定したところです。

このような状況の中で、新京都府総合計画で提示された男女共同参画による京都府の将来像を見据えながら、府における男女共同参画の現状と課題、国の基本計画の内容等を踏まえつつ、その実現への具体的な道筋を示すため策定するものです。

この計画は、基本的に2001年（平成13年）度から2010年（平成22年）度までを計画期間とする、おおむね10か年の計画としますが、具体的施策については、計画の中間年を目途に実施するものを記載しています。また、計画策定後の内外の情勢の変化に応じ適宜見直しを行っていきたいと考えています。

京都府における女性政策に係るこれまでの取組

京都府では、1981年（昭和56年）12月に女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」（計画期間1982年（昭和57年）度～1986年（昭和61年）度）を策定し、5年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、女性の船事業、女性海外研修事業など意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業を創設しました。

1989年（平成元年）には、第2次行動計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画 - KYOのあけぼのプラン」（計画期間1989年（平成元年）～2000年（平成12年度））を策定しました。このプランでは「男女共同参加による豊かな地域社会の創造」「女性の自立と社会参加を進める条件整備」「男女平等と共同参加をめざす教育・啓発の推進」等を重要な柱とし、同プランに基づき女性政策所管課、庁内推進組織、意見聴取機関の設置などによる推進体制の整備が図られるとともに、各種審議会等への女性登用目標の設定、京都府あけぼの賞の創設、KYOのあけぼのフェスティバルの開催など、女性の社会参加促進を力強くアピールする多くの事業を実施してきたところです。

また、計画期間の後期に入った1995年（平成7年）には、前期期間における施策の進捗状況を踏まえつつ、第4回世界女性会議をはじめとするその間の女性問題をめぐる内外の動向等を勘案し、各種審議会等への女性登用目標の上方設定、庁内推進組織の充実などを盛り込むとともに、「参加」を「参画」とした改定を行い、さらに1996年（平成8年）には、男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性総合センターを開設したところです。

2. 男女共同参画社会とは…

男女の人権が等しく尊重され、社会参加意欲にあふれた女性が自らの選択によって生き生きと活躍でき、男性も家庭や地域で人間らしい生き方を楽しめる、お互いが支え合い、利益も責任も分かちあえる社会です。いわば、女性と男性の対等なパートナーシップで築き上げるバランスのとれた、男女ともに生き方の選択肢が広がった社会像です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

具体的なイメージをいくつかの側面から描きますと、

家庭では

一人ひとりが家族の一員として大切にされ、互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。

男女という性別にこだわらずに、「その人らしさ」を大切にしながら、家庭が営まれています。

男性も女性も共に、積極的に家事・育児・介護などを行い、喜びも苦勞も分かち合っています。



地域社会では

地域における様々な企画や方針決定の場に女性の参画が進み、男女ともに豊かで住み良い地域づくりに貢献しています。

性別により役割などが固定化されるのではなく、古い慣習や伝統にとらわれず、お互いに一人ひとりの考え方や行動を尊重しています。

男女がボランティア活動やサークル活動をはじめとする様々な地域活動に積極的に取り組んでいます。

子育てや介護に関する社会的サービスが充実し、女性が社会参画しやすい環境が整っています。



職場では



仕事・家庭・地域活動のバランスがとれた生活を送っています。

育児休業や介護休業を男性も女性も積極的に取得し、仕事と家庭が両立しています。

募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差がなくなり、個性、能力、意欲などが十分に発揮できています。

妊娠・出産・更年期など女性のライフステージに応じた健康管理がなされています。

学校では



男女という性別や男らしさや女らしさにとらわれずに、自分らしさ、お互いの個性を大切に育てる子どもが育っています。

互いの性と個性が尊重され、協力し合う子どもたちが育っています。

個人の自主性に基づく進学・就職などの進路選択がなされています。

3. 女性を取り巻く現状と課題

我が国の社会経済環境は、少子・高齢化の進展を始めとして大きな変革期にあり、男女共同参画社会の実現に向けては、次のような女性を取り巻く現状を踏まえて施策を展開していく必要があります。

(1) 少子・高齢化の進展

京都府の年齢別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の比率が低下する一方で、高齢人口（65歳以上）の比率が高まっています。この状況は、今後も続くものとされており、1995年（平成7年）に14.8%であった高齢化率は、2010年（平成22年）には22.3%まで上昇すると予測されています。

また、1999年（平成11年）の京都府の合計特殊出生率は1.22（全国平均1.34）となっており、少子化も年々進んでいます。

少子化の原因は、晩婚化の進行等による未婚率の上昇があるとされ、その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分担意識を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感や、子育てそのものの負担感が増大していることがあるといわれています。

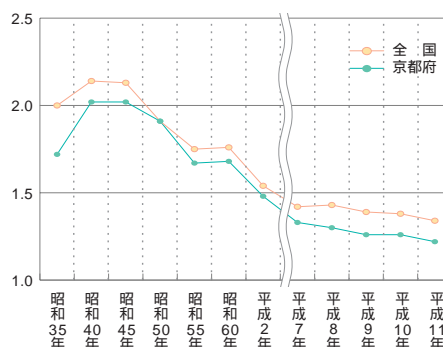
そのため、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進が求められます。

また、少子・高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が予想される中で、豊かで活力ある社会を維持し、安定した社会保障制度が運営されるためには、女性が社会に進出していくことが不可欠です。

* 合計特殊出生率

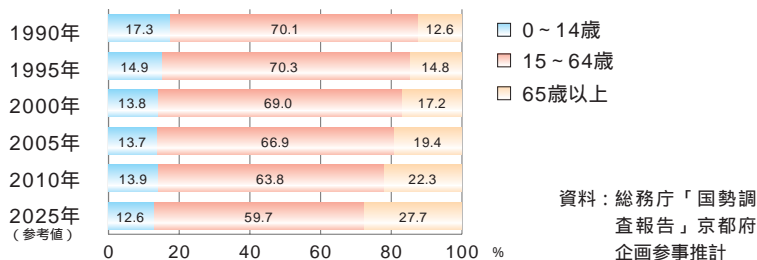
1人の女性が一生の間に産む平均子ども数

図 合計特殊出生率の推移



	昭35年	昭40年	昭45年	昭50年	昭55年	昭60年	平2年	平7年	平8年	平9年	平10年	平11年
全国	2.00	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34
京都府	1.72	2.02	2.02	1.81	1.67	1.68	1.48	1.33	1.30	1.26	1.26	1.22

図 人口構成比の推移と見通し（京都府）



(2) 家族・ライフスタイルの多様化

京都府の総人口はこれまで増加傾向が続いていましたが、今後は2005年（平成17年）の267万人をピークに減少に転じ、2010年（平成22年）には266万人となることを見込まれます。その後も減少傾向は続き、2025年（平成37年）には約250万人程度になるものと予測されています。

京都府における世帯数の推移を見ると、1985年（昭和60年）から1995年までの10年間で約86万世帯から96万世帯へと約10万世帯増加しています。その内訳は、三世帯世帯が約1万6千世帯減少する一方で、夫婦のみの世帯や単独世帯がそれぞれ約4万3千世帯、約6万3千世帯増加となっています。

今後も都市部を中心に単独世帯や核家族世帯の増加の傾向は続き、人口が減少に転じる2005年（平成17年）以降も年々増加し、2010年（平成22年）には約105万世帯となる見込みです。

核家族化の進展、離婚の増加などにより、家族形態の多様化が進む一方で、従来の雇用システムや企業中心型社会を見直して、これまでの価値観にとらわれず自分に合った生活を追求しようとする傾向がライフスタイルの多様化を生み出しています。

性別や年齢を問わず、個人が尊重され、男女がともに多様な生き方を選択できる社会づくりが求められています。

図 京都府の総人口の見通し

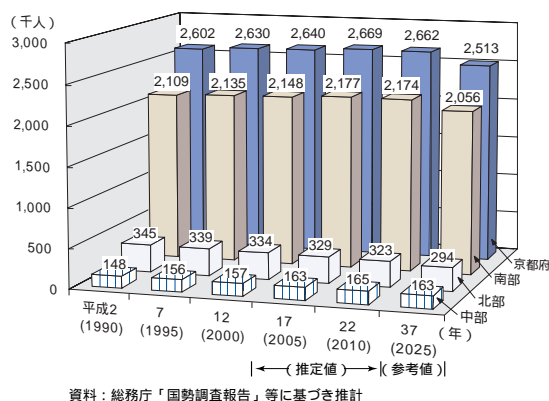
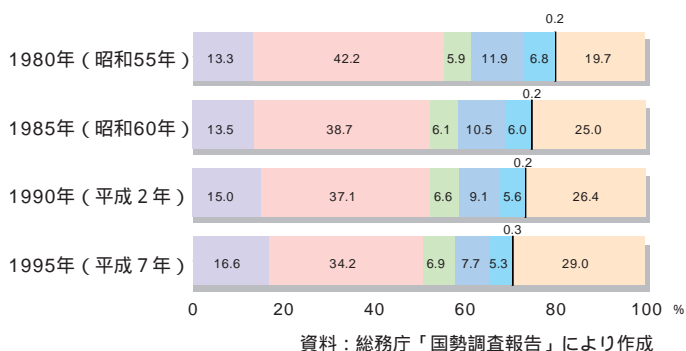


図 家族類型別一般世帯数割合の推移（京都府）



(3) 働く女性の状況

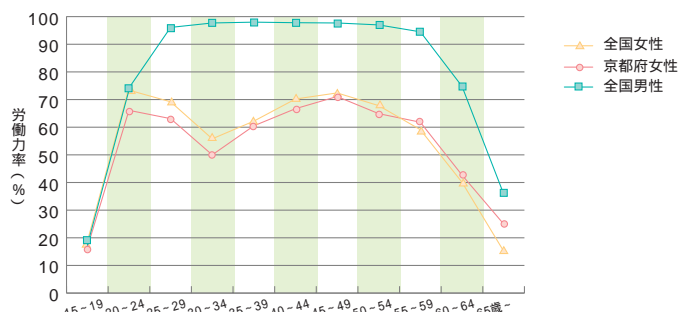
1999年（平成11年）の女性労働力人口は2,756万人で、労働力人口総数に占める女性の割合は40.6%となっています。府内の女性の年齢別労働力率を見ると、結婚・出産・子育て期にいったん就業の場から離れ、子育てが一段落した時期に再就職するという就業形態を選択する女性が多いことから、25歳から44歳の年齢層で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」を描いています。

また、近年、女性の教育水準は高く、高等学校への進学率、短期大学を含めた大学への進学率は男性を上回り、4年制大学に進学する男子学生との差も小さくなるなど、高学歴化がすすんでいます。

今後も、このような女性の高学歴化は進むものと思われませんが、大学や大学院を卒業した女性の労働力率は、女性一般にいわれるM字型ではなく、大学卒業後の極めて高い労働力率から始まって、結婚、出産・子育て期で低下し、子育てが一段落した年齢層でもあまり上昇しない、いわゆる「きりん型」となっていることが指摘されています。

* 「労働力人口」
15歳以上人口のうち、
就業者と完全失業者
を合わせたもの

図 女性の就業状況



	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65歳~
全国女性	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2
京都府女性	16.5	66.1	63.1	50.0	60.5	66.7	71.1	64.9	61.8	42.7	25.0
全国男性	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9

資料：全国（平成10年）は総務庁「労働力調査」 京都府（平成9年）は平成9年就業構造基本調査結果概要から作成

図 男女別労働力人口の推移（京都府）

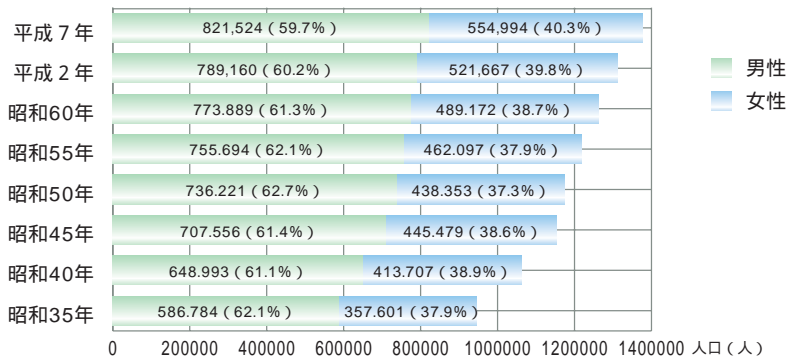
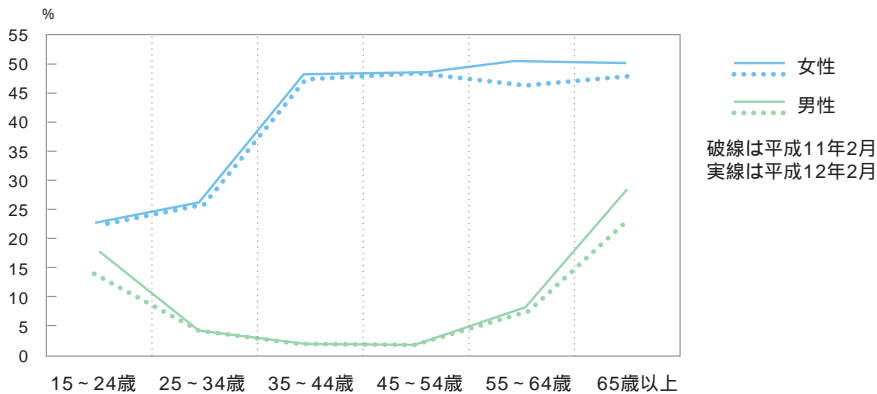


図 雇用者のうち役員を除く非農林業雇用者の年齢階層別パート・アルバイト比率



資料：労働力調査特別調査（平成12年2月）

(4) 情報化

高度情報通信社会の進展は、幅広い人間関係の新たな形成等個人の生活に大きな影響を与えるとともに、SOHO等就労形態の多様化の促進にもつながります。

また、インターネットをはじめとする急速な高度情報通信の発展は、通勤負担の軽減や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にするとともに、多くの情報を入手し、活用できることから、女性の参画の機会が拡大されるなど、プラスに働く可能性が大きくなります。

しかし、一方で、的確に対応できなければ、受け手側に情報活用能力の差を生じさせるおそれがあります。また、メディアからもたらされる膨大な情報を、主体的に読み解き、双方向の受発信ができる能力（メディア・リテラシー）の向上を支援する必要があります。さらに、メディア分野での男女共同参画の促進が期待されています。

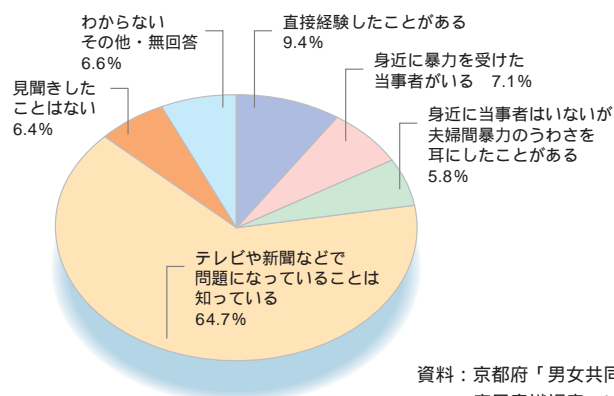
*SOHO
(Small Office Home Office)
企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイルのこと

(5) 女性への暴力

職場、学校、家庭、地域など社会のあらゆる場で男女共同参画を進めていく上で、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー（つきまとい行為）など女性に対する暴力の問題は、極めて重大な問題です。女性に対する暴力は、社会における男女の固定的な役割分担意識、経済力格差、上下関係など、男女のおかれている現状を背景に持つ構造的問題としてとらえた上での対応が必要となっています。

また、高度情報社会が進展する中では、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、さらに大きくなるとされることから、メディアにおいて女性の性的側面の強調など女性の人権に対する配慮を欠いた取扱がなされることを防ぐことも必要となっています。

図 夫・パートナーからの暴力



資料：京都府「男女共同参画に関する府民意識調査」(1999年3月)

相談事例から見た女性の悩み

女性の抱える悩みについて、女性総合センターにおける相談状況を見ると、同センターが開設された1996年（平成8年）度以降、相談件数は毎年度1～2割ずつ増加しており、1999年（平成11年）度には、1,683件と過去最高になっています。相談内容では「夫婦関係」が最も多く、656件（39.0%）となっています。また、夫やパートナーから受ける暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスに関係する相談も394件（23.4%）が寄せられています。

一方、女性の経済的自立を確保する上で非常に重要である就労に係る相談については、女性就業サービスセンターに設けた「働く女性の相談コーナー」でお聞きしていますが、当該相談窓口には、1999年（平成11年）度に1,854件の相談があり、その内の6割が、再就職のための資格取得など、就業に関わる相談となっています。

4. 基本理念

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、その目的として「男女の人権の尊重」と「豊かで活力ある社会の実現」を掲げています。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等を確立するための法制度の整備も進められてきていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度・慣習などから、実質的な男女平等は達成されているとは言い難い状況にあります。府民意識調査の結果にも見られるように、多くの人々が、政治、職場、家庭、地域など社会の様々な分野で「男性の方が優遇されている」と感じています。

このような中で、真の男女平等を実現し、男女の人権を確立していくためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画を実現し、社会の制度や人々の意識を変えていくことが必要です。そのためには、**積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**により男女間の格差を是正していく取組が求められます。また、**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**など、女性の人権に対する新たな概念の普及を図るとともに、**ドメスティック・バイオレンス**をはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶を図り、女性の人権が尊重される社会をつくっていくことが求められます。

***積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画等の機会を積極的に提供すること。詳細については、計画課題2（24ページ）を参照。

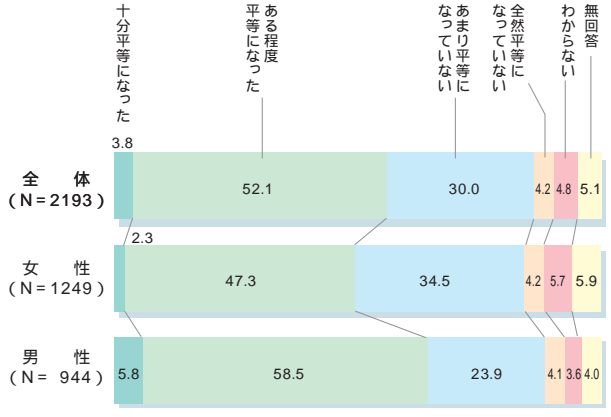
***リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**
生涯を通じた個人、特に女性の健康の自己決定権の保障と、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念。「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。詳細については、計画課題9（44ページ）を参照。

***ドメスティック・バイオレンス**
夫や恋人などのパートナーからの暴力。詳細については、計画課題7（38ページ）を参照。

***男女共同参画社会に関する府民意識調査（1999年3月 京都府）**

図 全体的にみた男女平等の達成度

問：全体的に見て、社会の中で男女平等はどの程度達成できていると思われますか。（1つを選んで）



他方、「男女共同参画」は、少子・高齢化や産業構造の変化等の「社会の変化」に対応し、豊かで活力ある社会を実現していくために、欠かすことのできない重要な要素となります。

前述してきたとおり、少子・高齢化の急速な進展から、21世紀には社会を支える労働力の不足が予想されています。また、経済の国際化が一層進み、企業等の競争はますます厳しいものとなると思われます。このような中で、女性が社会に参画し、その能力を十分に発揮していくことは、少子・高齢社会を支え、社会全体に大きな活力を与えることとなります。

このように、男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を形成していく上で「緊要な課題」であり、行政・企業・府民が一体となって取り組んでいく必要があります。

本計画では、さまざまな取組を進めていく上で、基本とすべき考え方として、4つの基本理念を掲げます。

<4つの基本理念>

- 基本理念1 男女の人権の尊重
- 基本理念2 男女共同参画を推進する社会システムの構築
- 基本理念3 政策・方針等の立案及び決定への共同参画
- 基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

基本理念1 男女の人権の尊重

「男女の人権の尊重」は、基本理念の1つであるとともに、男女共同参画が目指す「目標」でもあります。女性も男性も性別により差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、個人としての能力を十分に発揮できる社会づくりが求められます。1999年（平成11年）に策定した「人権教育のための国連10年京都府行動計画」においても、取組を進めているところです。

「男女の人権」としているのは、「性別に起因する差別や人権侵害を受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること」を意味しています。例えば、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、性に起因した暴力を受けないこと、女性であることを理由とした就職差別や昇進・賃金差別を受けないこと等があげられ

*セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動によって、仕事をしる上で不利益を与えたり、就業環境を悪くする行為などをさす。計画課題7（40ページ）を参照。

ます。また、たとえ差別の意図が明確でなくても、種々の状況から差別を容認したものと判断される場合は、「性差別」であると認められます。

さらに、「男らしさ、女らしさ」とらわれず、自分らしい生き方を選択し、能力を十分に発揮していくことは、個人の自己実現を促すとともに、活力ある社会をつくっていく上でもたいへん重要です。そのためには、個人の自己決定権が尊重され、多様な生き方が認められる社会の実現が求められます。

また、同和問題や子ども、高齢者、障害者、外国人など、様々な人権問題に配慮し、全ての女性の人権が尊重されることが求められます。

基本理念2 男女共同参画を推進する社会システムの構築

社会の制度や慣行は、人々が生活していく上での規範となるとともに、様々な活動の選択に影響を与えています。そのため、制度・慣行が「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を反映したものであれば、男女の活動や意識に影響を与え、自分らしい生き方の選択を困難にするとともに、男女共同参画社会の形成を阻害することにつながります。

特に女性の就業は、結婚や出産などを機に中断されることが多く、その背景には家事・育児と仕事の両立の難しさ、固定的な性別役割分担意識などがあげられますが、併せて、様々な社会制度や慣行による影響も指摘されています。とりわけ、**103万円の壁**といわれるパートタイム労働者などの税制度や年金制度などについては、近年様々な議論がされているところです。

また、制度や慣行の中には、社会を構成する単位を世帯とする考え方が未だに根強く、個人の生き方の選択の幅を狭めることとなるなど、結果的に男女に公平に機能していないものも少なくありません。

現在の制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に偏った影響を及ぼしていないか、男女共同参画の視点から再点検するとともに、多様な生き方が選択できる社会づくりが求められます。

* 103万円の壁

所得税の配偶者控除が、パートタイム労働などの女性の就業に影響を与え、女性の社会参画の「壁」となっているという指摘。詳細については、計画課題14(58ページ)を参照。

基本理念3 政策・方針等の立案及び決定への共同参画

真に男女平等で、多様な生き方が認められる社会をつくっていくためには、政策・方針等を企画・立案する段階から男女が共にかかわ

る - すなわち共同参画していくことが求められます。

KYOのあけぼのプラン（1996年（平成8年）改定）では、「参加から参画へ」という理念を掲げ、女性の参画を促進する様々な取組を進めてきました。その結果、審議会等における女性委員の登用推進をはじめとして、女性の参画は一定進んできましたが、男女の人口比率から見れば、現状ではまだ十分な状況にあるとは言えません。「政策等の立案及び決定への共同参画」は、男女共同参画社会の基盤をなす理念であり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組等により、引き続き促進を図っていく必要があります。

また、企業や各種団体、地域などにおいても、この理念が尊重され、方針等の立案・決定に女性の参画が促進されることが期待されます。経営者の意識や企業風土の変革、ポジティブ・アクションの取組、農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の経営参画、労働条件の確立等が望まれます。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

社会の様々な分野で女性の参画は進みつつあるものの、育児・介護をはじめとした家事の多くは、女性が担っているのが現状です。特に、核家族化の進行や地域社会の教育力の低下、少子・高齢化の進展などにより、育児・介護に対する女性の負担はたいへん大きなものとなっています。また、働く女性にとって仕事と家事の両立は難しく、「男性は仕事、女性は仕事と家事」といった新たな性別役割分業も生み出されています。

このような女性の負担を軽減し、社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と職場生活、地域活動などとの両立を図ることが求められます。

また、家庭生活の重要性を再認識し、男性も家事に積極的に参加することにより、仕事と家庭のバランスのとれた生活ができ、新たな「自分らしさ」の発見にもつながるものと思われれます。

5. 基本的視点

本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していく上で、配慮すべき視点として、次の7つの基本的視点を掲げます。

< 7つの基本的視点 >

- 基本的視点1 「個」の尊重
- 基本的視点2 ジェンダーへの気づきと視点の取り入れ
- 基本的視点3 多様な生き方の尊重
- 基本的視点4 男女の自立と共生
- 基本的視点5 地域の実情に応じた取組
- 基本的視点6 女性のエンパワーメント
- 基本的視点7 国際化への対応

基本的視点1 「個」の尊重

府民一人ひとりが、いきいきと暮らせるためには、「男らしさ、女らしさ」といった性別による固定的な考え方にとらわれず、「個」-すなわち「自分らしさ、その人らしさ」を尊重し、個性や能力を生かしていくことができる社会づくりが必要です。

また、世帯単位の考え方や制度・慣習を、個を単位とした視点で見つめ直し、性別やライフスタイルに偏りのないものとしていく必要があります。

基本的視点2 ジェンダーへの気づきと視点の取り入れ

「男らしさ、女らしさ」といった考え方は、**ジェンダー**-すなわち社会的・文化的に形成されたものであり、人間が本来持っている「性差」ではありません。しかし、日常生活には、ジェンダーに基づいた考え方や制度・慣習が多くあり、私たちの生き方に様々な影響を与えています。

私たち一人ひとりが、このジェンダーの存在に気づき、今まで「当たり前」と思っていた社会の仕組みや人々の意識を見つめ直すことは、

*ジェンダー

社会的、文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった意識もジェンダーに含まれる。

*ジェンダーに敏感な視点

社会の中にあるジェンダーに基づいた考え方や制度・慣習を見分け、その問題点に気づくことができる視点、ものの見方。

真に男女平等な社会を実現する上で、たいへん重要なことです。

啓発や教育・学習を通じて、**ジェンダーに敏感な視点**を社会に根付かせるとともに、あらゆる施策や制度をジェンダーに敏感な視点により点検していく必要があります。

基本的視点3 多様な生き方の尊重

経済の進展や社会構造の変化を背景として、人々の価値観やライフスタイルは多様化しています。また、自分らしい生き方や心の豊かさを求める人々も増えています。

そのような中で、多様な価値観を持つ人々が、自分らしく心豊かに暮らせるためには、互いの価値観や自己決定が尊重され、多様な生き方が選択できる社会づくりが求められます。また、社会の制度や慣習が、多様な生き方に中立的なものとなるよう、見直しが求められます。

さらに、「多様な生き方を選択できる能力」をはぐくむ教育の充実も必要となります。

基本的視点4 男女の自立と共生

「男性は仕事、女性は家事」といった固定的な考え方が、自分らしい生き方を妨げ、働く女性に育児や介護等の大きな負担を強いています。

男性と女性が、自立した個人としてお互いを尊重し、共生していく関係 - 新たなパートナーシップの確立が求められます。そのためには、男性の家事育児への積極的な参加を促進するとともに、女性の就業を支援するなど、女性の経済的自立を支援していくことが求められます。

基本的視点5 地域の実情に応じた取組

生活スタイルや慣習は地域により様々に異なり、男女共同参画に対する意識も地域により違いがあります。

男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じた施策が必要であり、より地域住民と密着した市町村の取組が重要となります。

また、女性団体・グループやNPOなどの取組を支援し、住民が主体となった地域社会づくりを促進する必要があります。

*NPO

Non Profit Organizationの略で直訳すると非営利団体となる。自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。

基本的視点6 女性のエンパワーメント

真に男女平等な社会の実現には、女性自身のエンパワーメント（力をつけること）が不可欠です。積極的に学習講座や地域活動に参加し、ネットワークを広げたり、様々な能力の向上を図ることで、社会を変えていく力を身につけていくことが必要となります。そのためには、女性団体・グループの連携だけでなく、男女間や世代間など、幅広いパートナーシップのもとに連携を広げていくことが大切です。

また、情報通信技術の進展の中で、これからはコンピューターなどの情報機器を使いこなせる能力や情報を読み解く能力も求められます。

*女性のエンパワーメント

女性が政治、経済、社会、家庭などあらゆる分野で、学習・経験などを通じて力をつけること。ネットワークを広げたり、社会参画することなどもエンパワーメントに含まれる。

基本的視点7 国際化への対応

世界女性会議における取組など、我が国の女性政策は、これまで国際的な動向に連動する形で進められてきました。政治・経済・文化など社会のあらゆる分野での国際化が進む中で、女性の人権についての概念などは、国際社会において共通の基盤を有するようになってきています。

男女共同参画社会を実現していくためには、今後も国際的な動向を注視し、その成果を積極的に取り入れていくことが必要です。また、女子差別撤廃条約の理念に基づき、地球社会の「平等・開発・平和」の達成に向けて、国際的な連携・協力を図っていくことが求められます。

さらに、在住外国人女性との連帯を促進するなど、女性の連携を広げていく必要があります。

*女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。
1979年（昭和54年）に国連総会で採択され、日本では1985年（昭和60年）に批准している。

「平等・開発・平和」

国際的な女性の地位向上のための3つの目標として、第4回世界女性会議の行動綱領に掲げられています。武力行使や貧困などにより、今なお地球上では、多くの女性や子どもが人権の侵害に脅かされています。平和の維持は、平等・開発を達成する前提となるものです。また、均衡のとれた維持可能な経済・社会・人間開発を実現するためには、男女がともに開発に参加し、開発から利益を受けることが不可欠となります。地球社会の一員として、国際的な連携と貢献が求められています。